

ID: 214

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	名寄市在宅老人デイサービスセンター条例 第17条第2項において読み替える場合の第14条第1項
例規番号	平成18年条例第130号

【根拠条文】

(利用料金及び実費に相当する費用)

第14条 第3条に規定する事業に係るサービスの費用に対する対価の全部又は一部として、次の各号に掲げる利用者につき、当該各号に定める方法により算定した額を徴収するものとする。ただし、当該サービスの利用者が保護法第15条の2第1項第1号及び第5号の介護扶助に係る者であるときは、利用料金は、当該介護扶助の保護の実施機関が決定した本人支払額とする。

(1) 第4条第1項第2号に規定する者

ア 法定代理受領サービス(保険法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費(保険法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。)又は第1号事業支給費(保険法第115条の45の2に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)が利用者に代わり当該指定居宅介護サービス事業者又は指定事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は第1号事業支給費に係る指定居宅サービス又は指定事業者による第1号事業をいう。以下同じ。)に該当する居宅サービス又は第1号事業を利用したときは、当該居宅介護サービス費用基準額(保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)又は第1号事業支給費基準額(保険法第115条の45第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)から居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除して得た額とする。

イ 法定代理受領サービスに該当しない居宅サービス又は第1号事業を利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は第1号事業に係る第1号事業支給費基準額とする。

(2) 第4条第2項第1号に規定する者

ア 保険法第46条第4項の規定に基づく法定代理受領による居宅介護支援を利用したときは、利用者負担の額は算定しない。

イ 保険法第46条第4項の規定に基づく法定代理受領によらない居宅介護支援を利用したときは、当該指定居宅介護支援に係る居宅介護サービス計画費の額とする。

2 自立支援デイサービス事業に係る利用料等は、事業条例に定める額とする。

3 第1項の利用料金のほか、第3条第1項に規定する事業に係る当該サービスの利用者から実費に相当する費用を徴収することができる。

4 前項の実費に相当する費用の額は、別表のとおりとする。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、デイサービスセンターにおいて、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 市長は、利用者が支払う利用料金及び実費に相当する費用を指定管理者の収入として収受させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	平成 30 年 6 月 15 日